



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 59 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

訓 令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

(人 事 課)

訓

令

島根県訓令第 8 号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程 (平成元年島根県訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表文化国際課の項中「旅券担当職員」を「旅券の業務に従事する職員」に改め、同表大学 (島根女子短期大学及び看護短期大学を除く。) の項から看護短期大学の項まで、中央病院の項及び湖陵病院の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

